

平成29年10月22日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

佐賀県選舉管理委員会

略歴



最高裁判所判事
おおたに なおと
昭和二七年六月二三日生



最高裁判所判事
きさわかつゆき
昭和二六年八月二七日生



最高裁判所判事
はやしきけい
昭和二六年二月八日生



最高裁判官としての心構え

最高裁にはさまざま紛争についての不服が申し立てられ、どの事件も最終的な決着が求められます。社会的に影響の大きな事件、先例がなく新判断が求められている事件も少なくありません。最高裁判事の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っています。

最高裁判所において関与した主要な裁判

平成二七年一月二十五日 大法廷判決
平成二六年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいせず、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 平成二七年一月十六日 大法廷判決
民法七三三条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法一四条一項、二四条二項に違反するに至っていたとした（多数意見、補足意見付加）。

三 平成二七年一二月一六日 大法廷判決
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定する民法七五〇条は、憲法一三条、一四条一項、二四条に違反しないとした（多数意見）。

四 平成二八年五月二十五日 第一小法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことによって生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報をお施設の発注会社の担当者に確實に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があつたとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

五 平成二九年三月二十五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付け置位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思に反してその私的領域に侵入する検査手法であり、裁判官の令状がなければ行うことができない処分であるとした（全員一致）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数分配規定は、憲法に違反するに至っていたということはできないとした（多数意見）。

最高裁判官としての心構え

約四〇年間、弁護士の活動から培った経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることは自覚と誇りを持って、正義と公平に適い、かつ、健全な社会常識に適う法律の解釈・適用に努めています。最高裁判所に就任して約一年三ヶ月経過しました。最終審としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向かい、よりよい判断・解決のため誠実に職務を果たしていく覚悟です。

略歴



最高裁判所判事
はやしきけい
昭和二六年二月八日生



略歴



最高裁判所判事
きじつせん
昭和二九年九月二七日生

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二十五日 大法廷判決
平成二六年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいせず、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 平成二七年一月十六日 大法廷判決
民法七三三条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法一四条一項、二四条二項に違反するに至っていたとした（多数意見、補足意見付加）。

三 平成二七年一二月一六日 大法廷判決
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定する民法七五〇条は、憲法一三条、一四条一項、二四条に違反しないとした（多数意見）。

四 平成二八年五月二十五日 第一小法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことによって生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報をお施設の発注会社の担当者に確實に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があつたとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

五 平成二九年三月二十五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付け置位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思に反してその私的領域に侵入する検査手法であり、裁判官の令状がなければ行うことができない処分であるとした（全員一致）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数分配規定は、憲法に違反するに至っていたということはできないとした（多数意見）。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年一二月一五日 第一小法廷判決
平成二八年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいせず、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 平成二七年一二月一六日 大法廷判決
民法七三三条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法一四条一項、二四条二項に違反するに至っていたとした（多数意見、補足意見付加）。

三 平成二七年一二月一六日 大法廷判決
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定する民法七五〇条は、憲法一三条、一四条一項、二四条に違反しないとした（多数意見）。

四 平成二八年五月二十五日 第一小法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことによって生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報をお施設の発注会社の担当者に確實に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があつたとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

五 平成二九年三月二十五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付け置位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思に反してその私的領域に侵入する検査手法であり、裁判官の令状がなければ行うことができない処分であるとした（全員一致）。

六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数分配規定は、憲法に違反するに至っていたということはできないとした（多数意見）。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年一二月一五日 第一小法廷判決
平成二九年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいせず、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 平成二八年一二月一九日 第一小法廷判決
地方税法施行令附則六条の一七第二項にいう居住の用に供するため独立的に区画された部分が一〇〇以上ある共同住宅等に当たるか否かは、一棟の共同住宅等ごとに判断すべきものではなく、また、風俗案内の外部等に接する風俗営業に従事する者を表す図面等を表示すること等を禁止した同条例七条二号の規定は、憲法二二条一項に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

三 平成二八年一二月一九日 大法廷決定
共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものとし、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁決定を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）。

四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決
じん肺管瘤区分が管理一に該当する旨の決定を受けた當時じん作業に從事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該訴訟は、当該労働者等の死亡によつて当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法一一条一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁決定を破棄して差し戻した（全員一致）。

五 平成二九年七月二七日 大法廷判決
じん肺管瘤区分が管理一に該当する旨の決定を受けた當時じん作業に從事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該訴訟は、当該労働者等の死亡によつて当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法一一条一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁決定を破棄して差し戻した（全員一致）。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月二七日 大法廷決

多數意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいせず、議員定数分配規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした。これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則（その追求は国際標準であり国際的潮流でもある）に照らした場合、較差が約三倍に達する状態につき違憲状態をしたとまでの評価を明言することにはためらいがあるため、多數意見には完全には与することができないとした上で、同選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）にあつたものとはいえず、議員定数分配規定が憲法に違反するに至つたとはいえないとした。これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則（その追求は国際標準であり国際的潮流でもある）に照らした場合、較差が約三倍に達する状態につき違憲状態をしたとまでの評価を明言することにはためらいがあるため、多數意見には完全には与することができないとした上で、同選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）にあつたものとはいえず、議員定数分配規定が憲法に違反するに至つたことが国会の裁量まで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持つて、常に誠心誠意努力することが大事だと思っています。

略歴



最高裁判所判事
はやしきけい
昭和二九年九月二七日生



略歴



最高裁判所判事
きじつせん
昭和二九年九月二七日生

○国民審査の投票用紙には

- やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。
- やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

○国民審査の投票用紙は「うぐいす色」です

※10月22日の投票日に用務や旅行で投票できない方は期日前投票をしましょう。